発委第 1 号

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第7項及び八雲町議会会議規則(平成17年八雲町議会規則第1号)第13条第2項の規定により提出します。

令和4年5月19日

提出者

議会運営委員会委員長 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例

八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年八雲町条例第 27号)の一部を次のように改正する。

TEAC	74. 一次
現行	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第4条 略	第4条 略
2 前項の期末手当の額は、支給日現	2 前項の期末手当の額は、支給日現
在(前項後段に該当するときは、そ	在(前項後段に該当するときは、そ
の日現在)における議員報酬の月額	の日現在)における議員報酬の月額
及びその議員報酬の月額に 100 分の	及びその議員報酬の月額に 100 分の
15 を乗じて得た額の合計額に、 <u>100</u>	15 を乗じて得た額の合計額に、 <u>100</u>
<u>分の 222.5</u> を乗じて得た額に、支給	<u>分の 215</u> を乗じて得た額に、支給日
日以前6箇月以内の期間におけるそ	以前6箇月以内の期間におけるその
の者の在職期間に応じて、次に掲げ	者の在職期間に応じて、次に掲げる
る割合を乗じて得た額とする。	割合を乗じて得た額とする。
$(1) \sim (4)$ 略	$(1) \sim (4)$ 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。